



定期第 4 4 9 号 令和 4 年 4 月 2 2 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 6 7	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認められた件	漁業調整課
2 6 8	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
2 6 9	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
2 7 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
2 7 1	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
3 8	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
39		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
40		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
		管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区

徳島県告示第二百六十八号

平成三十年四月二十二日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項第一号の規定により令和四年四月二十一日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区

徳島県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	伊川幸治	宮本晃	徳島市国府町芝原字野神二二九一
同			字宮ノ本二二三

徳島県告示第二百七十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡海陽町穴喰浦及び日比原地内	令和四年一月二十八日から 令和四年八月三十一日まで

徳島県告示第二百七十一号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡海陽町久保及び 穴喰浦地内	令和四年二月九日から 令和四年八月三十一日まで

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年四月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一、四三二人

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年四月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七〇、二六六人

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年四月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
美馬	一〇、四八三人

徳島県選挙管理委員会告示第四十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年四月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一七〇、二六六人

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十二日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一 一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「企画幹」を「企画幹 推進幹」に改め、「法制文書課係長」及び「従事する係長」の下に「及び専門員」を加え、同表教育委員会事務局の項中「学力向上推進幹 防災・健康教育幹」を「グローバル・文化創造幹 健康・食育推進幹」に改める。

別表第四中「出納室長」を「出納室長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。